



M. Marriage New Life

新婚さんの新生活を 応援します

結婚を機に姫路市で新しい生活をスタートさせるご夫婦へ
新居の住宅購入費やリフォーム費用、家賃、転居費用等を
補助します。

補助上限額 30万円

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円



申請期間

令和6年6月3日(月) ~ 令和7年3月31日(月)

※年度末は大変込み合います。また、書類不足など不備がある場合は受付することができませんので、申請はお早めをお願いします。

主な要件

※詳細は裏面の「補助要件チェックリスト」をご覧ください。

- ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に結婚された方
- ・ご夫婦ともに婚姻した時の年齢が39歳以下
- ・令和5年1月1日から令和5年12月31日までのご夫婦の所得の合計が500万円未満
- ・補助金の交付申請日より2年以上継続して姫路市に住む意思がある方

対象経費

令和6年1月1日から令和7年3月31日の間に支払った費用のうち以下のもの

住居費用



- ・住宅を取得した場合の購入費
- ・住宅の増改築等を行った場合のリフォーム費用
※住宅の購入費・リフォーム費をローン支払している場合は、3ヶ月分を上限とし
住宅ローン手数料及び利息は除きます。
- ・住宅を賃借した場合の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
※賃料、共益費は最大3ヶ月分までです。

転居費用



- ・引越業者、運送業者へ支払った引越し費用
※運輸局の許可を受けた運輸業者へ支払った引越し費用が対象です。

姫路市子ども総務課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 メール

☎079-221-1521

✉shoushika@city.himeji.lg.jp



姫路市結婚新生活支援

検索

ホームページ



Q&A





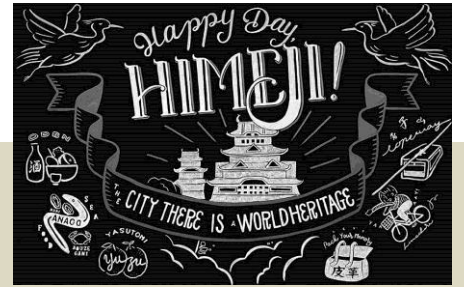
■ 補助要件チェックリスト

※以下の項目をすべて満たすご夫婦のみ補助金の交付対象となります。

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦である。
- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である。
- 令和5年中の夫婦それぞれの所得を合算した金額が500万円未満である。
※貸与型奨学金を返済していた場合は、令和5年中に返済した額を所得から控除して計算します。
- 交付申請の時点において夫婦の双方又は一方が対象住居に住民登録を行っており、申請の日より2年以上継続して市内に居住する意思がある。
- 夫婦共に住宅取得に係る売主、住宅賃借に係る貸主、転居に係る運送業者の代表者の2親等以内の親族ではない。
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
- 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない。
- 交付申請の時点において姫路市税を滞納していない。
- 暴力団員ではない。
- 姫路市が実施する少子化対策事業に関するアンケート調査に協力する。



住民窓口センター（市役所1階）の
フォトコーナーで記念撮影なんてどうですか!?



■ 申請の手順



申請者

※誠に恐れ入りますが、申請は子ども総務課へ持参してください。

① 申請書の提出（申請に必要な書類は以下のとおりです）

全ての世帯

- ① 姫路市結婚新生活支援補助金交付申請書 **HP**
- ② 姫路市結婚新生活支援補助金に係る誓約書 **HP**
- ③ 婚姻届受理証明書または戸籍謄本〔婚姻を証明する書類〕
- ④ 住民票
- ⑤ 所得証明書〔令和5年中の所得額を証明する書類〕
- ⑥ 滞納無証明書〔姫路市税に滞納がないことを証明する書類〕
- ⑦ 住宅手当支給証明書 **HP**
※勤務先から住宅手当等の支給を受けていない場合も必要です。

HP 姫路市のホームページに様式があります

該当する世帯のみ

- ⑧ 物件の工事請負契約書及び領収書の写し〔住居を新築、リフォームした場合〕
- ⑨ 物件の売買契約書及び領収書の写し〔住居を購入した場合〕
- ⑩ 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し〔賃貸住宅に入居している場合〕
- ⑪ 引越費用に係る領収書の写し〔引越しをした場合〕
- ⑫ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類〔ご夫婦の所得の合計額が500万円以上で、令和5年中に貸与型奨学金を返済していた場合〕



市役所



② 交付の決定（結婚新生活支援補助金交付決定通知書）



申請者

③ 請求書の提出（結婚新生活支援補助金交付請求書、相手方登録申出書）



市役所



④ 口座振込み（請求書の提出から概ね1ヶ月程度）

